

札幌方面手稲警察署告示第4号

放置車両の確認及び標章の取付けに関する事務（以下「確認事務」という。）を受託した者（以下「放置車両確認機関」という。）が確認事務を行う区域（平成30年札幌方面手稲警察署告示第4号）を次のように改正し、平成31年4月1日から施行する。

平成31年2月27日

札幌方面手稲警察署長 渡 辺 正 弘

1 放置車両確認機関が確認事務を行う区域及び期間

(1) 区域

別紙「駐車監視員活動ガイドライン」のとおり

(2) 期間

平成31年4月1日から平成32年3月31日の間